

保衛第688号
令和4年8月18日

各火葬場管理者 殿

沖縄県保健医療部長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の方及びその疑いのある方の遺体の
取扱いについて

本県の新型コロナウイルス感染症対策にご理解とご協力を頂き感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いのある方の遺体の搬送及び火葬作業等につきましては、令和2年4月24日保地第206号で別添のとおり通知を発出しているところです。

厚生労働省及び経済産業省が公表している「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン(令和2年7月29日 第1版)」の主旨として、遺体が非透過性納体袋に適切に収容・管理されていれば、通常の遺体の搬送及び火葬作業等と同様の対応が可能となっておりますことを改めて通知いたしますので、ご理解・ご対応の程、よろしく申し上げます。

また、本県では、新型コロナウイルス感染症の方及びその疑いのある方の遺体の搬送が本島南部の火葬場に集中している状況が続いております。

つきましては、搬送先の選定に際しては、本島中北部の火葬場への搬送に協力して頂きますよう、貴火葬場関係葬祭事業者への周知をよろしく願いいたします。

担当：衛生薬務課 生活衛生・水道班
宮城
TEL：098-866-2055